

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466

ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466

東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673

長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【 小諸城 大手門 東日本ではめずらしい弘前城と双壁となる楼型門 】

10月

196

- . 副所長より「コロナ禍での新政権と中小企業」…………… P 1
- . 家賃支援給付金の申請には注意が必要です!…………… P 3
- . 電子帳簿保存の要件緩和により業務負担が軽減されます!…………… P 4
- . 事業承継時の経営者保証解除に向けた新しい支援策のご案内…………… P 5
- . 【会社法シリーズ】 定時株主総会の開催について…………… P 7
- . 【総務の窓シリーズ】 今月のお知らせ…………… P 8
- . 私の履歴書 ~その4~ …………… P 9
- . 新入職員紹介…………… P 11
- . 事務所カレンダー・編集後記…………… P 12



皆さんも肌で感じていらっしゃると思いますように、コロナウイルス感染症の影響による不況が本格化しております。先ずはその中で気になったトピックスを幾つかご紹介させていただきます。

1．失業率の増加

日経新聞は10月2日「雇用調整、非正規で本格化 8月は120万人減」とのタイトルで、総務省の8月労働力調査で、「非正規の雇用者数は前年同月から120万人減り、完全失業率が3%まで高まった。」と発表した。また、厚生労働省によるとコロナ関連の解雇・雇止めは、9月23日時点で6万人を超えたとのこと。

2．長野県内の帝国データの調査

コロナでの自社業績への影響は、7割の企業が「既にマイナスの影響が出ている。」と回答しており、「今後マイナスの影響が出る。」と回答している企業を合わせると83%の企業にのぼる。また、運輸・倉庫が100%で最も高く、製造85.2%、卸売が84.6%と続いている（運輸・倉庫の100%は5ヶ月連続）

昨年はM&Aが過去最高の件数だったが、1月～5月は減少していた。しかし、緊急事態宣言解除後の6月からは一転増加に転じ、大手は子会社売却やリストラ、事業承継で売り手が出てきているのに加え、コロナの影響を強く受けた外食・ホテル・旅館・エステなどの売り物件が急増している。

3．伸びる預金通貨

日銀が発表した7月の預金通貨は前年比14.1%増の793兆6,000億円であり、統計始まって以来の伸び率となった。これは1人10万円の給付金で個人預金が増加している事に加え、企業の手元資金を確保する動きから法人預金が増えている事が影響していると思われる。

4．菅義偉政権の成立で中小企業の定義が変わる！？

そんなコロナ禍の中で9月16日に菅政権が成立し、政策が発表されました。その中で特に気になるのが、「中小企業の定義を変える方向で中小企業法の見直しを検討する」というものです。国内企業は99.7%が中小企業に分類され、約7割の雇用を生み出していることからその影響は計り知れません。現在の日本では中小企業に対する税率や経費での様々なインセンティブが存在し、大企業になるよりも中小企業である方のメリットが大きかったので、上場等を目指さなければ無理に大企業になる必要がありませんでした。菅総理はそこにメスを入れようとしています。

5．菅総理の中小企業改革のブレーン

菅政権の中小企業改革に大きな影響を与えるであろうと言われている人物がデービッド・アトキンソン氏です。氏は元ゴールドマン・サックスに在籍していた経済アナリストです。総理は氏の提唱する経済理論の熱心な信者であると言われており、総理が官房長官時代に、「氏の本を

読み、感銘を受け何度も会っている」というような記事もあり、氏の理論が総理の今後の経済政策に大きな影響を与えるのではないかとされています。

氏は著作の中で中小企業の取り扱いについて特に強く言及しており、仮にこの理論に沿った政策が実施された場合には、中小企業にとって大きな影響があります。

(コロナウイルス感染症蔓延後の7月に行われた氏のインタビューでは、コロナ禍においても氏の中小企業に対する理論に変わりはない様子です。)

氏の提唱している、中小企業改革の内容についてポイントをご紹介します。

日本の経済成長について

- ・過去の日本の経済成長は、技術力や長時間労働によるものではなく、人口の多さと人口の増加に起因するものである。
- ・その証拠に人口が増加しているアメリカや中国は成長を続けている(コロナ蔓延以前)。
- ・現在の日本には人口減少を踏まえた成長政策が必要である。

生産性について

- ・先進国においてはGDP(国内総生産)の高さ=人口の数である。
- ・国民一人あたりのGDP=生産性である。
- ・日本は労働人口が減少しており、これから増加する可能性は低い。
- ・日本のGDPの半分以上は個人消費である。
- ・人口が増えない状況で個人消費を増やす為には賃上げが必要である。

つまり、生産性を上げる為には賃上げが必要である。

中小企業について

- ・かつて中小企業は雇用の受け皿として必要性があったが、今後労働人口が減少する事から、その必要性も低下している。
- ・企業規模が大きくなるに従って、従業員の給与水準は高くなり生産性も上がる傾向がある。

日本が生産性を高くする為には、中堅企業や大企業を増やす必要がある。

- ・現在の日本の法律(中小企業基本法)は中小企業のままである事のメリットが大きすぎ、企業を大きくする事にはインセンティブが働かない。
- ・小規模の企業や個人事業は統合して大きな企業となるべきであり、国はその為の政策を断行するべきである。

最低賃金引き上げについて

- ・国益を考えれば年5%の最低賃金の引き上げが必要。
- ・諸外国(例:イギリス)では最低賃金を引き上げて企業倒産は増えず生産性は向上している(韓国は2年で30%という急激な引き上げの為に失敗した)。
- ・最低賃金を上昇させれば、生産性は向上し、社会保障費にも対応でき、将来の自然災害にも対応出来るであろう。

つまり、アトキンソン氏の理論は、

生産性向上の為には賃金の上昇が不可欠であり、賃金の継続的な上昇の為には企業にも成長して貰う必要がある。その為、賃金を継続的に上げられない中小企業については統廃合を進めるべきである。そうしなければ、日本は停滞し続け、今後予測される未曾有の自然災害が起きた際に、復興が出来ず外国資本に企業及び土地、権利が買い漁られてしまう。中小企業を減らし、大

企業を増やす事により賃金を上昇させれば生産性は向上し問題は解決出来る。という理論です。
(氏はリーマン・ショック下のイギリスで最低賃金が引き上げられている事を例に、コロナ禍でも最低賃金引き上げの必要性を説いています。)

6. 菅政権による中小企業受難の時代の到来か？

仮に菅政権が氏の提唱する理論に従って中小企業法を改正するのであれば、生産性向上(賃金上昇)のために成長する企業にインセンティブを与え、小規模事業や成長率の低い企業からはインセンティブを取り上げて統廃合を促す可能性があり、コロナの影響により増えているM&Aを更に加速させるでしょう。

中小企業にとっての課題はそれだけではありません。菅総理は地銀の再編にも意欲的です。地銀の統廃合が進められた場合に地銀からの激しい抵抗が予測されます(最近話題となった「ドラマ 半沢直樹」でも取り上げていましたが、被合併側の銀行の行員や役員は惨めな扱いを受ける可能性が高いでしょう)。経済アナリストの中には自己資本比率の低い地銀が統廃合の対象となる可能性が高い事から、統廃合を有利に進める為に各地銀が一斉に貸し渋りや貸し剥がしに出る可能性を危惧する声もあり、菅総理の狙う地銀再編の影響が中小企業に及ぶ可能性が大いにあります。今後の政権運営を注視し、対応していく必要があるでしょう。



・家賃支援給付金の申請には注意が必要です！

売上減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、家賃等の負担を国が軽減する家賃支援給付金の支給が開始されています。支給金額は法人で最大 600 万円(個人事業者は最大 300 万円)と、大きな支援が受けられる制度です。

ただし、申請の手順が複雑で、書類の不備により再提出を求められるケースが多発しているようですので、申請の注意点をご紹介致します。



1. 申請要件に関する注意点

家主から家賃減額を受けている場合

給付額は、申請日の直前 1ヶ月以内に支払った金額を基に算出されるため、コロナ支援で家主から家賃の減額を受けている場合には、減額期間満了後の通常の家賃を基に給付金額を計算した方が、給付額が多くなります。

転貸物件である場合

社宅等を借り上げて従業員等に貸し付け、その従業員から賃料を徴収している場合には、世間並み家賃を徴収している場合に限り、転貸扱いとなり、給付の対象外となります。

従業員等からの徴収額が、税務上よく適用されている実際家賃の 50%や固定資産税の課税標準をベースに計算した金額であった場合、世間並み家賃で転貸していることにはならない為、給付の対象となります。

尚、社宅以外の場合、所有者から別の賃借人を経て賃借(転借)しているものである場合には、貸主との間に直接の賃貸借契約があり、かつ、転貸物件である事実を契約時に知らなかった場合に限り、給付の対象となります。

2. 申請書類等に関する注意点

添付書類に不備がある場合、給付までに通常よりも大幅に時間を要してしまいます。申請手続きの前に、以下に掲げるような不備がないかをご確認ください。

賃貸借契約情報における不備

- ・契約が2020年3月31日時点と申請日時点の両方で有効であることが確認できない。
- ・賃貸人及び借入人の署名（フルネーム）捺印が無く、契約の有効性を確認できない。
- ・申請した賃貸人氏名が賃貸借契約書に記載されている賃貸人氏名と一致していない。

支払い実績における不備

- ・支払実績証明書において口座名義人・振込先・振込日・振込金額が確認できない。
- ・自宅兼事務所であるが、事務所部分の地代・家賃以上の支払い実績が申請されている。

書類の添付における不備

- ・添付するファイルにパスワードが設定されている。
- ・画像がぼやけて情報を読むことができない。
- ・個人番号（マイナンバー）が記載されている（塗潰し等で隠す必要があります）。

ご紹介した以外にも多くの不備が発生しているようですので、ホームページの「よくある不備」を必ず確認の上、申請をしましょう。

参考：中小企業庁HP [中小法人・個人事業者のための家賃支援給付金]

<https://yachin-shien.go.jp/>

<https://yachin-shien.go.jp/flow/deficiency/index.html>

（担当：監査部4課）



・電子帳簿保存の要件緩和により業務負担が軽減されます！

令和2年度税制改正において、経済のデジタル化への対応として電子帳簿保存法が緩和され、電子的に受領した請求書・領収書などのデータをそのまま保存できるようになりました。

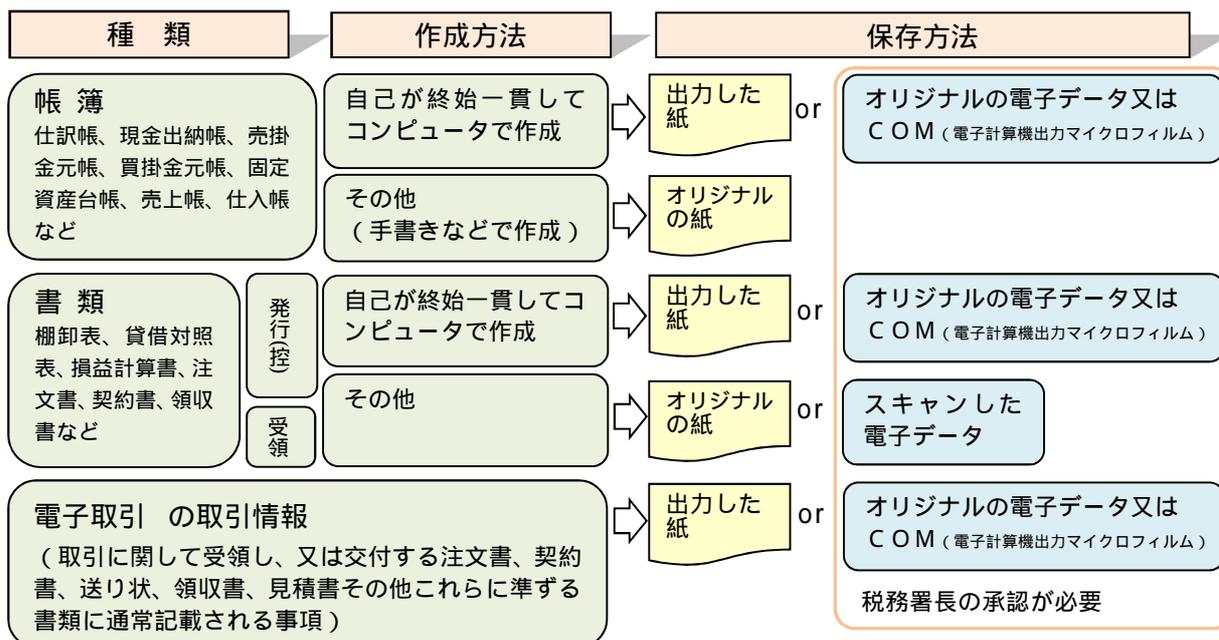
これにより、受領者側でデータの改変のできないクラウドサービス等を利用している場合、請求書・領収書を紙で出力せず、受け取った電子データをそのまま電子保存することが可能になります。



改正点

改正前	受領者側でのタイムスタンプによる認証 改ざん防止等のための事務処理規定を作成して運用する方法
改正後	すでに認められている上記（改正前）の方法に加えて、次の方法も可能になります。 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録（受領者側の認証は不要になる） 電磁的記録について訂正削除ができない、もしくは履歴が残るシステムを使用する。
適用	令和2年10月1日から施行

帳簿書類の保存方法



取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう（令和2年度税制改正）

今回の改正により、電子取引の場合の記録に関する要件が緩和され、経理業務負担軽減、紙での原本保管管理に係るコスト削減等が期待できます。

電子帳簿保存をご検討の方は、当事務所担当者へお気軽にお問い合わせ下さい。

参考：国税庁HP [電子帳簿保存法関係]

（担当：監査部1課）



・事業承継時の経営者保証解除に向けた新しい支援策のご案内

後継者はいるものの事業承継が進まない中小企業の約6割が、金融機関借入への経営者の個人保証が原因と言われています。経営者の個人保証について、政府は「経営者保証ガイドライン」（2014年施行）を補完するものとして、2020年に事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドラインの特則」を適用開始し、原則として新旧経営者双方から二重の保証を求めないこと等を金融機関に要請しました。ここでは、2020年4月より開始した経営者保証解除に向けた国の新しい2つの支援策を紹介します。

1. 経営者保証コーディネーター

（公財）長野県中小企業振興センターの長野県事業承継ネットワーク事務局に、経営者保証解除を専門支援する「経営者保証コーディネーター（以下、コーディネーター）」を配置。

【コーディネーターの役割】

(1) 経営者保証ガイドラインの適合確認

経営者保証ガイドラインにおいて、経営者保証なしで融資を受ける、あるいは経営者保証を解除するための適用要件として下記3つが必要とされています。

法人と経営者の関係の明確な区分・分離
財務基盤の強化
財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

この要件に適合しているかどうかをコーディネーターが確認します。

(2) 適合の場合：経営者保証解除に向けた金融機関との目線合わせ支援

経営者保証解除可否の最終判断は金融機関となりますが、希望に応じて専門家を派遣（無料・最大5回まで利用可能）して交渉等をサポート。

(3) 非適合の場合：適合できるように、公的支援制度等を活用して会社の経営改善を支援

2. 保証協会「事業承継特別保証制度」

既存借入金（プロパー含む）の借り換えも可能な、経営者保証不要の「事業承継特別保証制度」を新設。

【内容】

保証限度額	2億8,000万円
対象資金	事業資金（事業承継時、事業承継後にも利用可能） ▶ 経営者保証のある既存借入金（プロパー・保証協会付融資）の借換も可能
返済方法	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置期間は1年以内）
担保・保証人	担保：必要に応じて 保証人：なし
保証料	0.45～1.90% ▶ 上記コーディネーターの確認を受けると0.20～1.15%に軽減

【利用要件】 又は に該当し、かつ、 の①～④全てに該当する中小企業者

申込から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していないもの
①資産超過であること
②EBITDA有利子負債倍率 ^(注) が10倍以内であること (注) (借入金・社債・現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)
③法人・個人の分離がなされていること
④返済緩和している借入金がないこと



経営者保証解除に向けてのご相談は英和コンサルティングでも承っております。また、専門家派遣として弊社コンサルタントを利用頂くことも可能です。お気軽にご相談下さい。

参考：公益財団法人長野県中小企業振興センター
『事業承継ネットワーク事業』

<https://www.icon-nagano.or.jp/cms/modules/contents/page/shokei>

(担当：英和コンサルティング)



【会社法シリーズ】 定時株主総会の開催について

8月号に掲載の定時株主総会スケジュール例に沿って、今月号では総会前の準備について解説します。(非公開会社、取締役会・監査役設置会社の場合)

1. 基準日を定める(事業年度終了)【会社法 124 条】

会社は、「基準日」を定めて株主名簿に記載されている株主、「基準日株主」を議決権行使できる者とし(3ヶ月以内の行使に限る)。剰余金の配当を考慮し、事業年度の末日を基準日と定めることが一般的であり、定款に規定されていることがほとんどです。

2. 計算書類及び事業報告等の作成【会社法 435・436 条】

毎事業年度の終了後、計算書類・事業報告並びにこれらの附属明細書を作成します。計算書類とは、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表のことをいいます。会社は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければなりません。これらの書類を取締役から監査役へ提出し、監査役は「監査報告書」を取締役へ提出します。

監査報告書の提出について

監査役が計算書類の全てを受領した日から4週間を経過した日

事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日

取締役と合意した日

監査役は上記 ~ のいずれか遅い日までに、監査報告をしなければならないとされております。(会社法施行規則 132 条)

また業務監査権限がある監査役の場合は、取締役の職務の執行を監査し、こちらについても監査報告を作成することとなっています。(会社法 381 条、会社法施行規則 105 条)

3. 取締役会の開催

上記2にて監査役の監査を受けた後の書類について、取締役会の承認を受けなければなりません。あわせて、総会招集の決定及び株主総会の日時・場所・議案等を決定します。

また、招集の手続きをせずに株主総会を開催したい場合は、全株主の同意があれば可能であり、事前に取締役会で決定できます。(会社法 300 条)ただし、書面投票・電子投票を定めた場合は省略できません。

4. 計算書類等の備え置き【会社法 442 条】

取締役会にて承認された計算書類等につきましては、株主総会の14日前から5年間、本店において備え置かなければならないとされております。

今回は、株主への招集手続きについて解説して参ります。

参考：新日本法規出版(株)[実務解説 中小企業の株主総会 - 手続と書式 -]
(担当：総務部)



・ 今月のお知らせ

総務の窓 シリーズ

～ 契約時の押印について / 10月1日より最低賃金改定 ～

1. 契約成立時における押印は必ずしも必要ではない

民法その他の法律には、契約成立の要件に記名押印については一切明記されていませんが、政府は本年6月19日付で、契約書に印鑑の押印は必ずしも必要なものではないとの見解を初めて示しました。

リモートワーク勤務が推奨されていますが、ガバナンス上、特に書類作業の多い大企業では押印のために社員が出社しなければならないことがネックになっているため、「押印に関するQ & A」として、公表されたものです。ポイントは以下のとおりです。



Q. 契約書に押印しなくても、法律違反にならないか？

A. 私法上、契約は当事者の意思の合致により成立するものであり、書面の作成及び書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても契約の効力に影響は生じない。

Q. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するためにどのようなものが考えられるか？

A. 継続的な取引関係がある場合には、取引先とのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、領収書、確認書等はこのような方法の保存のみでも真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる）
新規に取引関係に入る場合には、契約締結前段階で本人の確認情報の記録・保存、本人確認情報の入手過程（メール・PDF・郵送等）の記録・保存、文書や契約成立過程の保存（パスワードの設定、パスワードの別経路での伝達など）
電子署名や電子認証サービスの活用

押印をせずに文書の真正を証明するためには、先方とのやり取りを、**きちんとデータ（書面含む）で残して置くことが必要になります。**

参考：経済産業省HP [押印に関するQ & A]

2. 最低賃金の引上げ

2020年度は、新型コロナの影響を受け、「事実上増え置き」という報道がなされ、厚生労働省は各地域の判断に委ねることになりました。その結果、7地域で据え置き、40の地域で「数円単位」の引上げが決まりました。全国平均は、901円から1円引上げの902円に。

長野県は、848円から、1円引上げの849円になりました。

長野県の最低賃金 10月1日より 849円（1円アップ）

参考：厚生労働省HP [令和2年度 地域別最低賃金]

（担当：総務部）



・私の履歴書（その４）

所長 佐藤 英人

～ 会社計算書類規則と当会計事務所 ～

1. 佐藤会計事務所開業

さて、前は父がせっかく地元に戻れたにもかかわらず、長野税務署を1年で辞めたところまででした。父はこの年、昭和39年10月1日に「佐藤会計事務所」を母の実家がある小諸市石原町で開業しました。今ではこの石原町という名前は廃れ、南町地区という大きな括りで呼ばれています。



母の実家は依田という姓で、江戸時代は与良の、今は「神津クリーニング店」さんになっている場所に居住していた一族とのこと。真偽は不明ですが庄屋をしていたとのことで、元ジャスコの跡地で今は「JRバス」さんの駐車場となっている場所の横に依田家の墓があり、その場所まで細長く土地を所有していたとのこと。間口課税されていた江戸時代の商家は皆同じようなウナギの寝床と言われる土地所有形式でした。しかし、今ではこの墓地しか残っておらず、佐藤家で相続しています。

さて、依田家は没落し、与良の自宅を手放したのですが、婿養子に入った祖父が不動産仲介で得た資金で新興地であった石原町に土地を買い、タバコ屋を始め、私の子供の頃は「依田商会」として時計の卸を若い社員一人を雇って営んでいました。この「依田商会」は、一族で東京の池袋でセイコーの卸会社を創業して成功を収めた依田忠雄さんの協力を得て、同名で始めた仕事でした。私が小学3年の春休みに小諸にいた際、祖父「依田眞一」は69歳でしたが、前日の夜は普通だったのに朝方亡くなっていました。祖父の死が、私が近親者の死を間近で見た最初の出来事でした。当会計事務所はその後閉めていた店舗に大工を入れ、会計事務所に改装しての船出でした。

2. 会社計算書類規則

さて、突然退官した父でしたが、どうも辞めても何とかなるといふ胸算用はあったようです。その一つは、昭和37年に創設された会社計算書類規則（以下「規則」と言います。）でした。商法による決算書の作成要領を規定したもので、従来は戦前の昭和9年制定の財務諸表準則により決算書が作られていたのですが、戦後の改革としては昭和37年制定で、翌38年に発表された計算規則が初めてでした。商法の規則ですので全ての会社が従う必要があり、これは現在も変わらず、株主総会に上程する決算書は上場会社も含めてこの規則に従って作成したものでなければなりません。

この規則の創設がなぜ当会計事務所の創業に関係するか？という点、戦前の準則では法人税等は国が貰う配当とする利益処分説で、利益処分案に配当や役員賞与と共に計上されていました。しかし、新しい計算規則は、税金について企業活動のコストとする費用処理説を採用したため、法人税等の引当を損益計算書の末尾に記載して税引後の当期利益を表示し、負債の部に法人税等引当金（現在は未払法人税等）を計上しなければならなくなったということです。

この改正により、税金計算ができないと貸借対照表と損益計算書の作成ができなくなったわけですが、従来は決算書までは会社で作成できたものが、会計事務所では複雑な法人税の税金計算をしてからでないと決算書が完成できなくなり、税金計算後に再度会社に戻って決算書を完成させる二度手間をかける会社は中小企業では殆どなくなりました。規則の登場で決算書の作成業

務が税金の申告書作成と同じくらい主要な会計事務所の業務に加わったわけです。現在でも当事務所では、ほぼ9割の関与先様の決算書を作成させて頂いております。

規則は父が開業した前年の施行で、決算が1年後ですので、ちょうど開業した途端に、今まで会計事務所が関与していなかった会社が毎月のように関与依頼に当事務所を訪れ、関与先になっていきました。あまりの急増に対応し切れず、ほっておいて不義理をしてしまったこともあったようですが、毎月月末1週間程は残業をしてなんとかこなしていたようです。父は「いい時に開業した、数年後であれば関与先の獲得はもっと大変だったろう」とよく言っていました。

3. 昭和40年代の会計事務所

今までは会社での手書きで行っていた決算書の作成が、当事務所で父や男性職員が原稿を作り、法人申告書で税金計算後に和文タイプにより作成するように変化していきました。最初は開業に反対していた母もすぐに気を取り直し、和文タイプの専門学校に通い、女性職員と共に父の決算書の原稿ができてから、毎月月末には夜遅くまでパチン・パチンと活字を拾ってタイプしていました。この頃には、ほぼ毎月、「榊タツノ」さんが上田から和文タイプ活字を届けてくれ、父が作った議事録や契約書のタイプ打ちも母が担当し始めていました。この延長線上に、現在、当事務所の総務部が議事録や契約書の作成を相当量行う基礎ができたのだと思います。

事務所のガラス扉の裏が私たちの居間でしたので、タイプの音を聞きながら夜を過ごしていたことが思い出されます。同居していた母方の祖母「鍵子」が、職員の昼食にうどん等や私たちの夕食を作り、私もよく一緒に鶴巻の「やまいちや」さんへ食材の買い物に行きましたが、5月の暑い日、私が中学2年の初めに64歳だった祖母は夫の墓参りから帰ってきて寝たまま脳溢血で突然死してしまいました。その後の夕食は出前の食事が続いたり、両親は夕食後も二人で仕事に戻ったりしていました。

開業後すぐに採用した数人の男性職員や女性職員は関与先から持ち込まれた領収書と現金預金出納帳から手書きで仕訳伝票を作成し、総勘定元帳ヘインク使用のペンで転記をするのが主な仕事でした。袖が汚れないよう黒の手甲を腕につけ、そろばんを持ってパチパチと集計をして試算表を作成し、現在ではあり得ないことですが、転記ミスなどでよく貸借が合わず、調査しても分からない時は雑費か雑収入で貸借不一致金額としてそっと処理をしていたと事務員の方に聞きました。すべての会計処理が手書きですから一人10社が精一杯であったようで、新規の関与先が10社増えれば職員を一人増やすということで、すぐに5~6人の職員となりました。

また、法人の申告書は父一人が原稿を作成し、職員がカーボン紙を2枚挟んで、提出用・会社控え・事務所控の3部を丁寧にボールペンで清書していました。途中でミスがあればやり直しました。この作業は私が事務所に入って数年は同じことをしていましたので、長い間続いた作業光景でした。

事務所があった石原町は坂の街で当時の旧国道18号から上がって来のですが、上がり際に「焼き鳥ミナミ」さん（現在は休業中）があり、夕方になると煙と共に良い匂いが事務所まで上がってきます。その匂いに誘われて父は職員に焼き鳥を買って来させ、また、クジラの缶詰等で職員とビールを飲んでいました。中学生になっていた私もたまに学校から帰ってきてから焼き鳥を食べさせてもらいながら会話に参加していました。



そんなのどかな働き方でも経営できたのは、当時は職員一人あたり10件の月次顧問料で賄え

た程、物価に対し顧問料が高かったですし、OAや教育費のコストなど人件費以外のコストは殆ど掛からなかったからだと思います。父がよく言っていたのは「開業当時は社長の月給と月次の顧問料の相場がほぼ同じくらい価値を認めてもらえた時代だった」とのこと。その後、顧問料は据え置かれ、社長の月給は上がり、今では10分の1以下ですが…。

佐久税理士会の記念誌を見ると父の入会当時は佐久税務署管内の税理士は全部でたったの10人でしたから、競争もなかったと思います。なお、佐久では平成20年のピーク時には87人と多くの税理士がいました。

～ その5へ続く ～



新入職員の紹介

今年4月に入所しました町田祥香と申します。入所から半年ほど経ちましたが、毎日新しい学びがあり、様々な刺激を受けながら日々勉強させていただいております。

みなさまのお役にたてるよう精進して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



まちだ やすか
町田 祥香
(監査部第4課所属)



あおき ゆうぞ
青木 裕哉
(監査部第3課所属)

監査部第3課所属の青木裕哉と申します。

全く別の業種からこちらに入所して早くも3ヶ月となりました。今まで経験したことのない業務に手こずっておりますが、先輩方の丁寧なご指導がありますので、一日でも早く皆様のお役に立てるよう精進して参ります。

今後ともよろしくお願いいたします。



事務所カレンダー



10月	1日(木)	会議・研修日
	10日(土)	営業日
	30日(金)	会議・研修日
11月		
12月	1日(火)	会議・研修日
	10日(木)	住民税納期特例納付期限 (6月～11月分)
	19日(土)	営業日
	29日(火)	(AM)反省会・(PM)大掃除
	30日(水)	～ 年末年始休業

毎日の朝礼	8:45～9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで ・研修：午後1:00～4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。

なお、緊急の場合はお知らせください。

編集後記

季節は10月を迎え、ここまで新型コロナウイルスの影響による様々な規制や制限のなかで季節感をあまり感じることなく過ごしてきました。事務所ニュースも年6回の発刊のうち、2月号を除いて、すべて新型コロナウイルス関連の記事が掲載され事の重大さを実感いたしました。

先日、菅総理大臣が東京オリンピック開催について「人類が疫病にかかった証として、東京オリンピックを絶対開催する」と力強い表明をされました。

なんだか明るい兆しを感じました。まだまだ規制や制限がある中ですが、東京オリンピックの実現を心待ちにしたいと思います。

